# 交野市設計施工一体方式における低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市が設計施工一体方式で発注する建設工事の契約締結において、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づき実施する 低入札価格調査(以下「本調査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象案件)

第2条 本調査の対象は、建設工事及び設計業務を一体的なものとして発注する案件において総合評価落札方式の入札を採用したもの(以下「対象案件」という。)とする。

## (調査基準価格等の決定等)

- 第3条 市長は、対象案件にかかる契約について、契約ごとに、契約の相手方となるべきものの入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断する基準価格(以下「調査基準価格」という。)を決定するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する調査基準価格のほか、契約ごとに、契約の相手方となるべきも のの入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準価格 (以下「失格基準価格」という。)を決定できるものとし、当該失格基準価格未満の価格 で入札したものの入札は失格とする。
- 3 調査基準価格及び失格基準価格は、予定価格とともに事前公表することができる。

#### (低入札価格調査機関の設置等)

- 第4条 調査基準価格を下回る入札をした入札参加者(以下「低価格入札者」という。)が 示した入札価格での契約履行の可否を調査及び審議する機関として、低入札価格調査委 員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 2 調査委員会は、8名以内の委員で構成する。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号から市長が指名する。
  - (1) 入札所管部長
  - (2) 对象案件所管部長
  - (3) 入札所管課長
  - (4) 対象案件所管課長
  - (5) 営繕所管課長
  - (6) その他対象案件に関する技術的知見を有し、市長が必要と認める職員
- 4 調査委員会に、委員長及び副委員長を置く。
  - (1) 入札所管部長を委員長とし、対象案件所管部長を副委員長とする。
  - (2) 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
  - (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 調査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 7 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 調査委員会の事務は、入札所管課及び対象案件所管課で行う。

#### (入札者参加者への周知)

- 第5条 市長は、次の事項を入札参加者へ周知するものとする。
  - (1) 調査基準価格が設定されていること。
  - (2) 低入札価格で入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
  - (3) 低価格入札者は、落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
  - (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すべきこと。
  - (5) 低価格入札者は、交野市設計施工一体方式低入札価格調査実施マニュアルに基づく 資料を提出すること。

### (調査の対象及び依頼)

- 第6条 市長は、対象案件の落札候補者となった者の入札価格が調査基準価格と失格基準 価格の範囲内であった場合、速やかに調査委員会に本調査の実施を依頼するものとする。
- 2 前項に基づき調査を行った結果、当該落札候補者が失格となった場合は、次順位のもの を審査し、以降も同様とする。

#### (調査の実施等)

- 第7条 調査委員会は、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれの可否、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であるかの可否を具体的に判断するため、提出された資料に基づき、調査を行うものとする。
- 2 前項の調査を行う際、建設工事については次の項目に留意するものとする。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 入札金額の積算内訳
  - (3) 手持工事の状況
  - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
  - (5) 手持資材の状況
  - (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
  - (7) 手持機械数の状況
  - (8) 労務者の具体的供給見通し
  - (9) 建設副産物の搬出地
  - 10 前各号に掲げるもののほか、工事の特殊性等により必要と認められる事項
- 3 第1項の調査を行う際、設計業務については次の項目に留意するものとする。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 入札金額の積算内訳
  - (3) 当該契約の履行体制

- (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- 4 調査委員会は、前2項の調査を行っても、なお第1項に規定する事項についての可否を 判断することができない場合は、当該低価格入札者に対して、更に次の内容を調査するも のとする。

  - (2) 信用状況 建設業法(昭和24年法律100号)の違反の有無、賃金不払の状況及び 下請代金の支払遅延状況等について確認する。
  - (3) 過去の履行状況 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称、発注者並びに成績状況等について確認する。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

# (審議結果の報告)

第8条 調査委員会は、前条の調査結果を元に審議した結果を市長に報告しなければならない。

## (調査委員会の報告に基づく落札者の決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定により報告された審議結果を参考にして当該入札における落 札者を決定するものとする。
- 2 市長は、前項により落札者と決定されたものに対しその旨を通知するとともに、その他 の入札者に対し結果を公表するものとする。

## (落札結果に対する説明)

- 第10条 落札者とならなかった者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答を行うものとする。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

# 附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。